

委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し 企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項

(平成16年5月27日食品安全委員会決定)

(関係機関、マスメディア等の情報)

1. 国内外の関係機関、マスメディア等から収集・整理した危害情報であって、以下のいずれかに該当するもの^{※1}。

- (1) 我が国において食品健康影響評価が行われていないもの
- (2) 我が国において食品健康影響評価は行われているが、我が国が評価を行った際には得られなかった新たな科学的知見に基づき、海外において再評価を行ったもの又は規格・基準を変更したもの

注1：ただし、リスク管理機関において既に所要の管理措置等が講じられているため、明らかに健康への悪影響を想定し得ない場合は除外する。

(食の安全ダイヤル、食品安全モニター報告等の情報)

2. 食の安全ダイヤルや食品安全モニター報告等を通じて国民から寄せられた情報・意見であって、以下のいずれかに該当するもの^{※2}。

- (1) 評価を要請しているもの
- (2) 我が国において食品健康影響評価が行われていないもの
- (3) 我が国において食品健康影響評価は行われているが、我が国が評価を行った際には得られなかった新たな科学的知見に基づき、海外において再評価を行ったもの又は規格・基準を変更したもの

注2：ただし、リスク管理機関において既に所要の管理措置等が講じられているため、明らかに健康への悪影響を想定し得ない場合、又は具体的な出所や根拠が表明されていない場合は除外する。

(委員会への要望書等の情報)

3. 委員会に文書で寄せられた要望・意見等であって、以下のいずれかに該当するもの^{※3}。

- (1) 評価を要請しているもの
- (2) 我が国において食品健康影響評価が行われていないもの
- (3) 我が国において食品健康影響評価は行われているが、我が国が評価を行った際には得られなかった新たな科学的知見に基づき、海外において再評価を行ったもの又は規格・基準を変更したもの

注3：ただし、リスク管理機関において既に所要の管理措置等が講じられているため、明らかに健康への悪影響を想定し得ない場合、又は具体的な出所や根拠が表明されていない場合は除外する。